

1 概要

- (1) 名称：つれもて子育て応援ブック協働発行业
- (2) 目的：妊娠期から乳幼児期までの妊産婦・養育者の観点に立った情報を横断的に提供する子育て情報誌「和歌山市つれもて子育て応援ブック（以下「つれもて子育て応援ブック」という。）」を、和歌山市（以下「市」という。）と民間事業者等（以下「協働発行业者」という。）が協働で発行する。
- (3) 業務内容：つれもて子育て応援ブック協働発行业
 - ※ 詳細は別紙「つれもて子育て応援ブック協働発行业仕様書」のとおり
- (4) 事業期間：令和8年11月中旬から令和11年6月30日まで（予定）

2 費用の負担

つれもて子育て応援ブックの編集、発行に係る費用は、協働発行业者が全額負担するものとし、市は一切の費用を負担しないものとする。

3 事業の概要

- (1) 原稿の作成

市は、行政情報等を協働発行业者に提供し、これに基づき協働発行业者が編集するものとする。
- (2) 広告

つれもて子育て応援ブックに掲載する広告は、協働発行业者が募集するものとする。また、掲載にあたっては、「和歌山市広告の掲載等に関する要綱」を遵守しなければならない。
- (3) 印刷・製本・納入

協働発行业者は、発行したつれもて子育て応援ブックを市の指定する期日及び場所に納入するとともに、つれもて子育て応援ブックの電子データをPDFファイルにより市に納入するものとする。

4 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者であることとする。

- (1) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 調達契約を締結する能力を有しないこと。
 - イ 破産者で復権を得ない者であること。
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者であること。
 - エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められ、又は認められた日から2年を経過しないこと。
- (2) 次に掲げる税のいずれについても未納の額がないこと。
 - ア 市税（本市が賦課徴収するものに限る。）
 - イ 消費税及び地方消費税
 - ウ 所得税又は法人税

- (3) 実施要領の公表日から受託候補者特定の日までのいずれかの日において、和歌山市物品等調達業者指名停止要綱（平成5年5月1日制定）又は、和歌山市建設工事等指名停止基準（平成15年5月1日制定）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 前号に掲げる期間において、和歌山市が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成20年6月1日制定）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）があった者にあつては同法の規定による更生計画認可の決定（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）を受けた者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てがあった者にあつては同法の規定による再生計画認可の決定を受けている者であること。
- (6) 和歌山市内に営業所（本社・本店又は支社・支店）があること。
- (7) その他、市及びその他の機関との協議に柔軟、真摯に対応できること。

5 プロポーザル参加資格確認申請書の作成及び提出

(1) 提出書類

ア プロポーザル参加資格確認申請書（様式1）

イ 参加資格の（2）に示す確認資料

（ア）本市が賦課徴収する市税に未納の額がないことを証する書類

本市が賦課徴収する市税がある者は、和歌山市税に係る納税（完納）証明書を提出すること。なお、当該証明書については、本件契約に係る申請書及び確認資料の提出する日において発行後3か月を経過していないもので、原本又は写しのいずれかを提出すること。本市が賦課徴収する市税がない者は、「市税課税無の報告及び市税の課税状況等調査承諾書（様式2）」を提出すること。

（イ）消費税及び地方消費税並びに所得税又は法人税に未納がないことを証する書類

納税地を所管する税務署が発行する納税証明書で、法人にあつては納税証明書の様式その3の3を、個人にあつては納税証明書の様式その3の2を提出すること。なお、当該証明書については、本件契約に係る申請書及び確認資料の提出する日において発行後3か月を経過していないもので、原本又は写しのいずれかを提出すること。

なお、和歌山市契約規則（平成15年規則第83号）の既定による競争入札参加有資格者名簿に登録されていない団体にあつては、以下ウ～オについてもあわせて提出すること。

ウ 会社概要

履歴事項全部証明書。公益法人の場合は定款及び寄付行為、法人以外の団体の場合は団体の規約等を提出すること。

エ 役員等調書及び照会承諾書（様式3）

オ 委任状及び使用印鑑届出書（様式4）

(2) 提出期限 令和8年9月16日（木）16時00分まで（必着）

(3) 提出場所 〒640-8511 和歌山市七番丁23番地

和歌山市 福祉局 こども未来部 子育て支援課

TEL：073-435-1329

FAX：073-431-1341

メールアドレス：kosodate@city.wakayama.lg.jp（質問のみ受付）

（４）提出方法 持参するものとし、郵便、信書便または電送によるものは受け付けない。

６ プロポーザル参加資格確認通知書の送付

提出された参加資格確認申請書の確認を行い、結果を送付する。

送付予定日：令和８年９月１８日（金）

７ 質問の受付及び回答

（１）受付期間：令和８年９月２４日（木）～令和８年１０月２日（金）１６時００分まで

（２）質問方法：電子メールにて受付。

質問事項は、法人名（団体名）、質問者の氏名、電話番号を記載した任意の様式により、件名を「つれもて子育て応援ブック協働発行事業」として、電子メールに添付して送信すること。電子メールを子育て支援課が受信した場合、その旨を同じく電子メールで返信するが、返信がない場合は電話（０７３-４３５-１３２９）で問い合わせること。

（３）質問先：５（３）に同じ。

（４）回答方法：質問者に対して個別で回答するとともに、和歌山市ホームページにおいて公表する。ただし、質問者の法人名や氏名等は公表しない。なお、電話及び口頭による質問や期限後の質問は一切受け付けない。

８ 企画提案書の提出

（１）提出書類

企画提案書は、Ａ４版１０ページ以内（表紙を含む。）とし、市が提示する「つれもて子育て応援ブック協働発行事業仕様書」に沿い、次の事項を必ず明記するほか、必要に応じて資料を添付すること。

ア 行政情報を含む全体構成

イ 表紙デザイン

ウ 行政情報部分及び広告部分のレイアウト見本

エ 掲載予定の地域情報・広告案

オ 刊行物の紙質、ページ数（概算）

カ 編集計画及び編集体制

キ 当該事業と同様の実績の有無

ク 作業工程案

（２）提出期限：令和８年１０月２３日（金）１６時００分まで（厳守）

（３）提出場所：５（３）に同じ。

（４）提出方法：持参するものとし、郵便、信書便または電送によるものは受け付けない。

（５）提出制限：企画提案書は、１提案者について１件を限度とする。

（６）提出部数：７部（担当課用２部、選定委員用５部）

※ クリップ止めとし、１部は押印し、他は写しとする。

９ 評価方法

プロポーザルの評価は次のとおりとする。

(1) 企画提案評価

参加資格の確認された者から提出された企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングについて、下記の評価基準及び配点に基づいて評価し、最も高い評価を受けた企画提案を行った者を当該契約の相手方となるべき候補者（以下「受託候補者」という。）として特定する。

ただし、提出された全ての提案が基準を満たさないと判断した場合は、受託候補者を特定しない場合がある。

(2) プレゼンテーションの開催日時及び場所等

ア 実施内容：企画提案書の提出があった順に実施することとし、企画提案の持ち時間は20分以内、審査員からの質疑応答を20分以内、準備撤収を5分以内で、提案事業者1社あたり45分以内とする。ただし、選定委員から時間延長の指示があれば、時間延長をすることがある。

イ 開催日時：令和8年10月26日（月）から令和8年11月6日（金）までのいずれかで予定。ただし、事業者多数の場合は数日に分けて行うことがある。正式な日時については、確定次第通知するものとする。

ウ 開催場所：和歌山市役所東庁舎（詳細については、後日通知する。）

※ プロジェクターの使用も可能だが、提案書にない提案を新たに盛り込み説明することは認めない。なお、プロジェクター及びスクリーンは和歌山市で用意するが、パソコン等その他必要物は各自で用意すること。

(3) 評価結果の通知

評価結果をプロポーザル評価結果通知書により通知する。

1.0 評価基準及び配点

プロポーザルは次の評価基準に基づき評価する

(1) 企画提案書の内容（80／100点）

	評価項目	考え方	配点
企画内容	事業の理解度	事業の趣旨を理解した企画提案となっているか。	5点
	冊子のデザイン	子育て中の保護者が、冊子を気軽に手に取って読みたくなるデザインになっているか。	10点
		過去に発行したつれもて子育て応援ブックの雰囲気を継承しているか。	5点
	冊子のレイアウト	文字の大きさ、バランス、余白の使い方、見出しや索引など、読みやすく情報にたどりつきやすい工夫がされているか。	10点
		広告ばかりが目立つことなく、行政情報誌としての機能が損なわれていないか。	5点
	広告募集	広告枠確保に向けた体制や独自の仕組みがあるか。	10点
	成果品の質	紙質、仕上がりのイメージ等成果品の質が見込めるか。	5点
	具体性・実現性	提案内容が具体的で、適切な方法及びスケジュールなどの作業工程も含め実現性があるか。	10点
組織体制	実施体制	提案を実施するための十分な組織体制や運営基盤があるか。	10点

	活動実績	広報物等の作成など、同種業務の実績が十分にあるか。	10点
		合 計	80点

(2) 企画提案書（社会地域貢献）の内容（20／100点）

	評 価 項 目	考え方	配 点
社会地域 貢献	地域経済への貢献	地元企業の広告を積極的に採用するなど、地域経済に貢献した内容となっているか。	10点
	アクセシビリティへの配慮	高齢者や視覚障害者にも視認性の高い誌面となるよう配慮されたデザインであるか。	10点
		合 計	20点

※評価結果が同点となった場合は、企画提案書の内容の「(1) 企画提案の内容」（計80点）について、最も高い提案者を受託候補者とする。それでもなお、同点の場合は、くじ引きにより選定する。

1.1 日程

- (1) プロポーザル参加募集開始 令和8年9月1日（火）
- (2) 参加資格確認申請書受付 令和8年9月16日（水）16時00分まで
- (3) 参加資格確認通知書送付 令和8年9月18日（金）
- (4) 質問受付期間 令和8年9月24日（木）～令和8年10月2日（金）
16時00分まで
- (5) 質問に対する回答期限 令和8年10月9日（金）
- (6) 企画提案書提出期間 令和8年10月23日（金）16時00分まで
- (7) 企画提案評価
（プレゼンテーション） 令和8年10月26日（月）～令和8年11月6日（金）の
いずれか1日を予定
- (8) 結果通知 評価終了後、約3日前後（土日祝は含めない）で発送予定
- (9) 契約締結 令和8年11月中旬予定

1.2 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案者を失格とする。

- (1) 提案書の提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) プレゼンテーション等に出席しなかったもの
- (4) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (5) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行ったもの

1.3 契約に関する事項

- (1) 前払い制度および部分払い制度
適用しない。
- (2) 契約保証金

不要である。

(3) 契約書作成の要否

必要である。

(4) 成果品の著作権

行政情報に関する著作権は、和歌山市に帰属する。

1.4 その他留意事項

(1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。

(2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。

(3) 提出書類は返却しないとともに、受託候補者の特定以外には提案者に無断で使用しないものとする。

(4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提案者の負担とする。

(5) 提案者が1者であっても企画提案の評価を実施し、基準を満たしていると判断した場合は、受託候補者として特定する。

(6) 受託候補者特定後、受託候補者と和歌山市との協議により、仕様書の内容に変更が発生する場合もありうる。

(7) 本事業の取組状況や成果については、和歌山市のホームページや広報誌等で公表する場合もある。

(8) 申込書類は、和歌山市情報公開条例の定めるところにより、開示される場合がある。

(9) 市は、この要領に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、必要に応じて協働発行业者と協議のうえ定める。